

保発 0 5 2 2 第 2 号
令和元年 5 月 22 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長

殿

厚生労働省保険局長
〔 公 印 省 略 〕

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の一部の施行について（通知）

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号。以下「改正法」という。）が本日公布され、その一部が施行されたところです。

本日施行された改正の趣旨及び改正の主な内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）の一部改正（改正法第 6 条関係）

審査委員会の委員の数について、診療担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者それぞれ同数としていたものを、診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者を同数とすること。（社会保険診療報酬支払基金法第 16 条）

第2 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正（改正法第8条関係）

1 国民健康保険団体連合会における審査委員会の委員の数に関する事項
第1と同趣旨の改正を行うこと。（国民健康保険法第88条）

2 国民健康保険料の賦課決定の期間制限に関する事項

保険料の賦課決定をした後に、被保険者の責めに帰することのできない事由によって健康保険法（大正11年法律第70号）等との適用関係の調整を要することが判明した場合における保険料の額を減少させる賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して調整に必要と認められる期間に相当する期間を経過する日まですることができることとする。

（国民健康保険法第110条の2）

本規定の対象となり得るケースとしては、年金事務所の指導等により社会保険の未適用事業所が遡って適用事業所となった場合や、社会保険の適用事業所における適用誤りにより被用者が遡って社会保険に加入することとなった場合等が想定されること。

なお、改正法による改正後の国民健康保険法第110条の2第2項が適用される保険料は、平成27年度以降の保険料とすること。（改正法附則第6条）

3 資料の提供等に関する事項

適正な資格管理等の観点から、市町村が関係者に報告等を求めることができる対象として、「被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項」を追加すること。（国民健康保険法第113条の2）

本規定により、例えば、日本人については、勤務先である企業の雇用主等に対し、健康保険の適用対象者に該当するかどうかについて報告を求めること、外国人については、留学先である日本語学校等や経営管理を行う企業の取引先等に対し、在留資格の本来活動を行っているか否かといった被保険者の資格の有無について報告を求めること等が想定されること。

第3 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正（改正法第3条関係）

第2の2と同趣旨の改正を行うこと。（高齢者の医療の確保に関する法律第160条の2及び改正法附則第3条）